

出生後休業支援給付金、 育児時短就業給付金 の 相談 は、 可能な限り4月上旬～中旬を避けて お願いします。

4月上旬～4月中旬は、1年で最も窓口が混雑します。

例年、年度始めの4月～5月上旬は、雇用保険関係の取扱件数が通常月の数倍となり、
窓口の混雑や、待ち時間が長くなるなど、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。
※窓口業務を優先するため、電話がつながりにくくなる場合もございます。



出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金の申請は、
主に6月以降の申請となります。

出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金は、令和7年4月1日から創設される給付金です。会社の規定や対象者の状況などの確認が必要なため、相談時間が長くなる場合があります。申請期間が主に6月以降ということもあり、可能な限り4月上旬～中旬を避けてご相談ください。

育児休業等給付金以外の相談についても、可能な限り4月上旬～中旬を避けてください。
ハローワーク豊橋ホームページにも育児休業等給付金の案内があるため、ご覧ください。

来所による届出・申請の受付時間は、16時までとなっております。

ハローワークでは、迅速な処理を進めるため、電子申請による申請・届出の集中処理を16時以降実施していますので、ご協力をお願いします。

※郵送による届出により、控などの返送をご希望の場合は、返信用封筒（個人情報書類に係る郵便事故防止のため、特定記録分の切手貼付）を添えてご提出ください。



雇用保険関係手続の円滑・迅速な処理のため、
雇用保険手続きの届出時期について、ご理解・ご協力をお願いいたします。